

診療所管理者設置許可申請書の記載要領

事案	医師又は歯科医師が開設する診療所において、開設者が他の医師に診療所を管理させる場合		
根拠法令	医療法第12条第1項ただし書及び同法施行規則第8条		
提出期限	事前	様式	5
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者の医師免許証の原本及び写 2 管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写 又は 臨床研修修了登録証の原本及び写並びに再教育研修修了登録証の原本及び写 3 管理者の履歴書 4 管理者設置の理由を裏付ける資料 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 再教育研修修了登録証の添付が必要となる場合は、当該医師が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合。 </div> <p>※ 勤務先管理者（院長）の同意書（管理者が他の病院等に勤務する場合）</p>		
提出部数	2部		
手数料	なし		
備考	許可後は、別途、診療所管理者変更届出書を提出する必要がある。		

様式の記入要領

「開設者」欄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 「印」は、認印でも可。
1 開設者の住所・氏名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。
2 診療所の名称	開設届又は変更届されている名称を記載する。
3 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
4 診療科目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知) 2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
5 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者の住所は、医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 臨床研修修了登録証もしくは免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。

診療所管理者設置許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
6 従業者の定員	定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業者数）のことである。 診療所においては、従事者数の法定基準はありませんが、医療を提供するために必要な適切な人員を確保するものとする。（療養病床にかかるものを除く。）
7 患者入院定員	入院施設（病床）について許可（構造設備使用許可）を受けている場合、その病床数を記載する。
8 管理者設置の理由	管理者を設置する理由及びその必要性等を詳細に記載する。 ※開設者が既に、病院あるいは診療所を管理しているため、といった単に営利を目的とする理由は許可の対象とならない。
9 設置期間	管理者を設置する具体的な期間を明記する。
添付書類の記載要領	
管理者の医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	<ol style="list-style-type: none"> 1. 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けた者。）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2. 氏名・本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。 3. 臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。
管理者の履歴書	氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）を記載の上、押印する。
管理者設置の理由を裏付ける資料	<p>（資料例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開設者医師の病気による場合は、医師による診断書。 2. 長期研修による場合は、当該研修資料や研修の開催通知の写など。 3. 継続患者等の診療を目的とする場合、その具体的目的、期限を明記した本人の申立書等。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。 2. 設置期間が過ぎた場合もしくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。